

**■台風 19 号に伴う災害に伴う保険薬局での被災者対応について**

今回の被災により、被保険者証や処方薬を紛失あるいはご自宅に残したまま避難されている方が、来局された場合の対応について取り急ぎお知らせいたします。

被災者の皆様は、保険証なしでも医療機関等を受診、介護サービスが利用できます。

**処方箋を持参せずに調剤を希望する場合**

- 以下の場合について、調剤後に処方箋が発行されることを前提に調剤可能です。
  - ・受診ができない場合(交通機関の遮断、近隣の医療機関の診療状況等客観的にやむをえない場合)
  - ・医師との連絡(電話やメモ等)で処方内容が確認できる場合
  - ・医療機関と連絡が取れない場合は、薬歴やお薬手帳で確認がとれる場合(事後に処方内容の確認がとれる場合)
- 保険証等の提示がなくても、氏名、生年月日、連絡先(電話番号)、社保の場合は事業所名、国保・後期高齢者の場合は住所(国保組合の場合はこれに加えて組合名)を申し立てることで調剤可能です。  
⇒調剤録に確認事項を記載して下さい。
- 一部負担金についてはその場で負担いただくか、後日お支払いいただく必要があります。  
(今後の通知によっては猶予(免除)となる可能性もありますが、現時点では情報はありません。)

※現時点で災害処方箋(避難所・救護所の医師による処方箋)が発行される情報はありません。

※本件に関する諸通知は、本会HP(トップページ>台風19号災害情報)掲載しています。

**【関連通知】\*随時更新**

- ・「令和元年台風 19 号に伴う災害の被災者に係る被保険者証等の提示等及び公費負担医療の取扱いについて」【長野県通知】
- ・「令和元年台風 19 号に伴う災害の被災者に係る被保険者証等の提示等及び公費負担医療の取扱いについて【日薬通知】」
- ・「令和元年台風 19 号に伴う災害の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」
- ・「令和元年台風第 19 号に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る取扱いについて」
- ・令和元年台風第 19 号に伴う災害による被災者の「公害健康被害の補償等に関する法律」、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」、「石綿による健康被害の救済に関する法律」等に係る公費負担医療等の取扱いについて
- ・令和元年台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて
- ・「令和元年台風19号に伴う災害の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」の差し替えについて
- ・令和元年台風第19号における医療用麻薬及び向精神薬の取扱いについて